

## 過労死防止基本法の制定を求める意見書

過労死が労災であると認定される数は増え続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいですが、過労死は、「過労自殺」も含めて広がる一方で、減少する気配はありません。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くし難いものがあり、また、まじめで誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければなりません。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指しています。しかし、当該規則は十分に機能していません。

個別の企業が労働条件を改善したいと努力しても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要があります。

国におかれては、上記の趣旨を踏まえ、下記内容の法律を1日も早く制定するよう強く要望します。

### 記

- 1 過労死はあってはならないことを国が宣言し、国の責務を明確にすること。
- 2 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。

以上

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日

和歌山県有田川町議会

(意見書提出先)

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣